

平成 31 年度 税制改正大綱 (抄)

平成 30 年 12 月 14 日
自由民主党
公明党

第一 平成 31 年度税制改正の基本的考え方

1 消費税率の引上げに伴う対応等

(1) 需要変動の平準化に向けた取組み

平成 31 年 10 月の消費税率引上げに当たっては、平成 26 年 4 月の引上げの経験を活かし、経済に影響を及ぼさないよう、万全を期す。

① 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策

様々な物の価格が一斉に上昇し、大きな需要変動が生じた前回引上げ時の経験を踏まえ、消費税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、消費税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方等を改めて事業者にも周知し、小売業者が萎縮することなく柔軟に価格設定できる環境を整える。これらを通じ、消費者に誤認を与えて駆け込みを煽る行為の防止ともあわせて、需要変動の平準化を図っていく。

同時に、消費税が円滑に転嫁できるかどうか懸念を持つ中小事業者から、実効性の高い転嫁対策を求める声が寄せられていることを踏まえ、事業者間取引において、下請事業者が、大規模小売事業者等の力のある事業者から買ったたき等の転嫁拒否を受けないよう、業界ごとの状況を踏まえつつ、効果的な転嫁対策を強力に進める。

② 住宅に係る措置

住宅に係る需要変動の平準化のため、平成 32 年末までの間、消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長し 13 年間とする。その際、11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2 % 引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設ける。所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

住宅市場に係る対策については、住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえ、必要な対応を検討する。

③ 自動車に係る措置

消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。

恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を 1 % 分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。